

健康経営の ススメ!!

協会けんぽ広島支部 平成31年度健康保険料率は 10.00% (据え置き) に ～料率引き下げにつながる「インセンティブ制度」が始まっています～

平成31年度の協会けんぽ広島支部の保険料率は、10.00%と据え置きとなりました。医療費が増加傾向のなか、常日頃からの皆様の健康づくりへの取り組みや医療費適正化への推進が、保険料率上昇を抑制したものと考えられます。

しかしながら、今後の高齢化の進展、医療の高度化、高額な新薬の出現等により、更なる医療費の伸びが見込まれ、中長期的には保険料率の引き上げが予想されます。

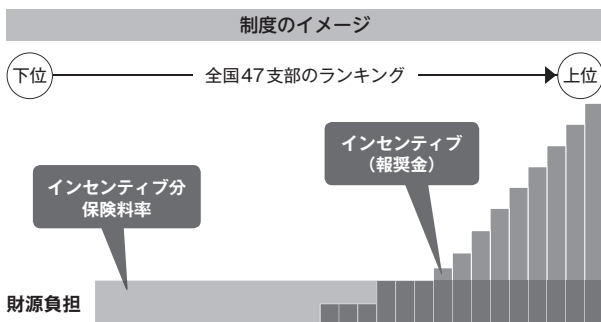
そうしたなか、保険料率の抑制のカギとなるのが、平成30年度から導入されているインセンティブ（報奨金）制度です。

●インセンティブ制度の概要

インセンティブ制度とは、協会けんぽの加入者や事業主の皆様の健康や医療費適正化への取り組みに応じて報奨金を付与し、健康保険料率に反映させるものです。

具体的には、まず、報奨金の財源として、新たに全支部の保険料率の中に0.01%を盛り込みます。そして、健診の実施率やジェネリック医薬品の使用割合などの5つの評価指標に基づき、全支部をランキング付けし、上位過半数となる支部については、支部ごとの順位に応じた報奨金を受け取ることができます。

つまり、加入者や事業主の皆様の健康づくりや医療費適正化に向けた取り組み度合いによって、保険料率を抑制することが可能となりました！



●インセンティブ制度の評価項目

インセンティブ制度の評価項目は、次に挙げる5つの項目となります。

①特定健診の受診率

協会けんぽでは、健診として、被保険者（ご本人様）の方に向けた生活習慣病予防健診と被扶養者（ご家族様）の方に向けた特定健診をご用意しておりますので、必ず年に1回の受診をお願いします。

また、労働安全衛生法に基づく事業者健診を実施された場合は、協会けんぽに健診結果データのご提供を

お願いします。

②特定保健指導の実施率

健診結果を基に生活習慣改善が必要とされた方は、協会けんぽの特定保健指導をご利用ください。

③特定保健指導対象者の減少率

特定保健指導を受けた方は、リスク軽減に向けて最後までプログラムに取り組んでいただきますようお願いいたします。

④要治療者の医療機関受診率

健診の結果により要治療と判定された方には、協会けんぽから医療機関への受診のご案内を送付します。届いた方は、医療機関への受診をお願いします。なお、受診された健診機関より、健診結果とともに紹介状が届く場合もあります。

⑤ジェネリック医薬品の使用割合

医療機関でお薬を処方される場合、先発医薬品と有効成分・効能が同等と認められた安価な「ジェネリック医薬品」の選択をお願いします。広島支部では、保険証等に貼ることで病院や薬局へ意思表示できるジェネリック医薬品希望シールの「サンフレッチェ広島版」を作成しておりますので、お気軽に下記の電話番号までご用命ください。

インセンティブ制度における広島支部の現況 (平成30年4月～9月実績分)

評価項目	実績	順位
① 特定健診の受診率	25.5% (25.6%)	23位
② 特定保健指導の実施率	18.5% (15.7%)	9位
③ 特定保健指導対象者の減少率	31.9% (32.7%)	38位
④ 要治療者の医療機関受診率	8.9% (10.6%)	37位
⑤ ジェネリック医薬品の使用割合	73.6% (76.5%)	41位
評価項目の総得点	233点 (250点)	36位

※ ()内は全国平均、全47支部

●最後に

上表のとおり、平成30年度の中間報告においては、広島支部の順位は47支部中36位のため、報奨金を受け取れる上位過半数に入っておりません。順位を上昇させて保険料率抑制につなげるため、5つの評価項目について、積極的な取り組みをお願いいたします。広島支部も全力で皆様の取り組みをサポートさせていただきます！

○お問い合わせ先○

全国健康保険協会 広島支部 企画総務グループ
☎ 082-568-1014

～協会けんぽ広島支部は加入者の皆様全員の健康増進をめざします～